

**令和7年度マンション総合対策モデル事業（老朽マンション対策モデル事業）
を実施する者の第2回公募についての公示**

令和7年9月29日
国土交通省住宅局長 宿本 尚吾

次のとおり、令和7年度マンション総合対策モデル事業（老朽マンション対策モデル事業）を実施する者の第2回公募について公示します。

1. 事業概要

（1）事業名 令和7年度マンション総合対策モデル事業
（老朽マンション対策モデル事業）

（2）事業目的

本事業は、国が一定の要件を満たすマンションの管理・再生の円滑化に資する地方公共団体の先導的な取組に対して支援を行い、優良事例・ノウハウの横展開を図るとともに、管理組合が自主的・自律的にマンションの管理・再生を進めることが可能な持続的なシステムを構築することを目的としている。

（3）事業内容

「管理不全マンション化を防止するための事業」及び「周辺に悪影響を及ぼしている管理不全マンションを再生させるための事業」を行うものであり、先導性を有するもの。

（4）事業期間

事業期間は、以下のとおり予定している。

令和7年11月上旬 ～ 令和8年3月31日

2. 事業の要件等

補助対象の事業者は地方公共団体であり、募集要領「2.3 提案の対象となる事業の要件」に記載している要件に適合する事業であること。

3. 手続等

（1）担当部局

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

国土交通省住宅局参事官（マンション・賃貸住宅担当）付 鈴木、高松、柴田

電話 03-5253-8509

メール suzuki-k2fb@mlit.go.jp; takamatsu-s2by@mlit.go.jp
shibata-n277@mlit.go.jp

(2) 提案書の提出期限、場所及び方法

①期限 令和7年10月14日(火) 18時00分まで(必着)

②場所 上記担当部局

③方法 上記担当部局へ応募書類3部を持参又は郵送にて提出。ただし、押印を省略した場合に限り、電子メールでの提出も可とする。電子メールで提案書を提出した際には上記担当部局へその到達を電話で確認すること。

※ 詳細は募集要領「5 応募方法」を参照すること。

4. 補助対象事業者の選定方法

募集期間内に応募があった地方公共団体の中から、学識経験者で構成する評価委員会による評価を踏まえ、国土交通省が採択し、応募者に通知する。この際、必要に応じて、ヒアリングを実施することができるものとする。

5. その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口 3. (1) に同じ。

(3) 応募申請書の作成、提出に係る費用は、提出者側の負担とする。

(4) 提出された応募申請書は、当該申請者に無断で二次的な使用は行わない。

(5) 応募申請書に虚偽の記載を行った場合は、当該応募申請書を無効にするとともに、申請者に対して、補助事業者の取消を行うことがある。

(6) 採用された応募申請書は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(平成11年法律第42号)において、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合がありますので、その旨予めご了承ください。

(7) 詳細は募集要領による。